

事業事前評価表

国際協力機構 人間開発部 高等教育・社会保障グループ

1. 案件名

国名：モザンビーク共和国

案件名：和名 「産業人材育成センター能力強化プロジェクト」

英名 “Project for Enhancing the Professional Education System Model in Mozambique”

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における職業訓練セクターの現状と課題

モザンビークは過去5年間（2011年～2015年）で平均7%の高い経済成長率を記録している。政治が安定していること、天然資源開発が進んでいること等から、日系企業を含む外国企業は投資先としてのモザンビークに関心を高めており今後の継続的な成長が見込まれている。しかし、低い識字率（59%）¹、中等教育修了率（5%）²、職業訓練教育受講率（5%）³が示すように、産業界や労働市場が必要とする優秀な人材が著しく不足している。

モザンビークの職業訓練セクターの課題には、①複数の省庁（労働・雇用・社会保障省 [MITESS]、科学技術・高等教育・職業教育省 [MCTESTP] 等）が関係しており、統一した政策枠組みが欠如していること、②職業訓練用機材や指導方法が更新されていないこと、③能力の高い指導員が十分確保できていないこと、④訓練に必要な資機材の確保や訓練用ワークショップの整備に必要な予算が十分確保されていないこと、⑤カリキュラムが産業界のニーズに合致していないこと、⑥訓練生に対するインターンの機会が少ないこと、等が挙げられる。

(2) 当該国における職業訓練セクターの開発政策と本事業の位置付け

上記（1）のような状況を受け、モザンビーク政府は産業人材の育成を重要課題と位置づけ、「政府5カ年計画」（2015年～2019年）や、世界銀行の支援を受けて実施されてきた「職業教育改革統合プログラム（PIREP）」（2006年～2021年）を通じて、教育システムの強化、職業訓練の市場適合性及び品質の向上、国民の雇用創出に取り組んでいる。

モザンビーク全州で合計16校の職業訓練センター（CFP）を運営し、国内最大のノンフォーマル⁴職業訓練提供者である雇用・職業訓練機構（IFPELAC）はMITESSが所管する機関で、若年層の失業問題への対応や就業促進につながる職業訓練の提供等を使命としている。IFPELACは上記（1）のような課題に直面しており、労働市場における産業人材ニーズに十分対応できていない。本事業はこれらの課題に対応すべく、IFPELACの能力強化や職業訓練システムの改善のための技術支援を行うものである。

1 成人識字率（15歳以上）世界銀行データ（2015年）

2 25歳以上で中等教育を修了している人口の割合。世界銀行データ（2011年）

3 中等教育レベル全体の生徒数における中等教育レベル（職業訓練）生徒数の割合。世界銀行データ（2014年）

4 ノンフォーマル教育とは「学校教育システム外で組織された教育活動」と定義される（「課題別指針 ノンフォーマル教育」JICA、2004年）。なお、モザンビークの職業訓練セクターにおけるフォーマル教育はMCTESTP傘下の技術教育局（DINET）が管轄する技術学校で主に行われている。

(3) 職業訓練セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国のモザンビークに対する援助の基本方針は、「潜在力を活かした持続可能な経済成長の推進と貧困削減」であり、本事業は対モザンビーク協力の重点分野「回廊開発を含む地方経済活性化」の開発課題「産業開発」の産業振興プログラムの一つとして位置づけられている。我が国によるモザンビーク国への職業訓練分野の支援は 1997 年に無償資金協力「職業訓練センター機材整備計画」が行われたが、技術協力では本事業が初めての試みとなる。

(4) 他の援助機関の対応

モザンビーク政府は 2006 年から 15 年間にわたって、世界銀行「技術・職業教育プロジェクト」(2006 年～2015 年)による資金援助(借款:約 64.3 百万 US\$)の下、職業教育改革統合プログラム(PIREP)を進めている。PIREP の枠組みの中で、アフリカ開発銀行、ドイツ、イギリス、カナダ、イタリアなどの援助機関や各国ドナーが協調して、職業教育セクターの体系的な制度構築と機能強化を図ってきた。その一環で IFPELAC に対する主に機材供与面での限定的な支援も行われてきている。一方、IFPELAC を実施機関としてノンフォーマル職業訓練セクターの体系的な機能強化を図る事例はなく、本事業との重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、マプト(マプト市とマプト州マシャバ)、ナンプラ州ナカラ、ザンベジア州キリマネにおいて、労働市場のニーズを反映した職業訓練コースのカリキュラムと教材の整備、強化された職業訓練コース運営の仕組みの構築、IFPELAC 本部の効果的な職業訓練コースの計画・運営・管理に係る PDCA サイクル⁵実施能力の強化を図ることで IFPELAC の組織能力強化を図り、もって労働市場ニーズ及び社会的ニーズを反映した職業訓練の提供に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名: IFPELAC 本部、マプト州マシャバ職業訓練センター(CFP)、ナンプラ州ナカラ CFP、ザンベジア州キリマネ CFP

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者: IFPELAC 本部のカリキュラム開発担当職員、マシャバ・ナンプラ・キリマネの 3 つの CFP の教育手法スーパーバイザー、管理者及び対象技術分野担当指導員。なお、対象技術分野として建設全般、溶接、自動車機械、農産品加工の 4 分野を選定し、強化対象の訓練コースを 14 種 27 コースとした。

最終受益者: 3 つのパイロット CFP の IFPELAC 研修生と地元の産業界及びコミュニティ、パイロットセンター以外の 14 の CFP で本事業の協力対象技術分野の研修コースを担当する指導員

(4) 事業スケジュール(協力期間): 2017 年 6 月～2021 年 6 月(計 48 ヶ月)

(5) 総事業費(日本側): 6.5 億円相当

(6) 相手国側実施機関: 雇用・職業訓練機構(IFPELAC)

- IFPELAC 本部の職業訓練局: 職業訓練カリキュラムの策定、CFP 指導員を

⁵ PDCA (Plan-Do-Check-Act): 「計画-実施-評価-改善」の 4 段階を繰り返すマネジメント手法

対象とした教育手法の研修

- 職業訓練センター（CFP）：職業訓練の提供

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

i) 専門家

- 総括（職業訓練制度強化）（日本人専門家を想定）48M/M
- 業務調整（日本人専門家を想定）36M/M
- 技術専門家（ブラジルの全国工業職業訓練機関 [SENAI⁶] から派遣）129.25M/M

ii) 第三国研修（ブラジル及びポルトガル語公用語アフリカ諸国での実施を想定）

- 技術課題分野（対象技術分野）
- 職業訓練センターの組織運営管理

iii) 研修コースに必要な基礎資機材・ソフトウェア（必要に応じて）

iv) 現地経費の一部

2) モザンビーク共和国側

i) 人材配置

- プロジェクト・ダイレクター（IFPELAC 総局長）
- プロジェクト・マネージャー（IFPELAC 職業訓練局長）
- カウンターパート（マシャバ CFP センター長、キリマネ CFP センター長、ナカラ CFP センター長、IFPELAC 本部の2名のカリキュラム開発・評価担当者、3つのパイロット CFP の教育手法スーパーバイザー・マネージャー・指導員）

ii) 施設、インフラ（電気、水道、その他）及び資機材

- プロジェクト・オフィス及びプロジェクト実施に必要な施設（IFPELAC 本部及び各パイロット CFP）
- 資機材の購入・設置、維持管理に係るコスト

iii) プロジェクトに関連するローカルコスト

- （本事業で研修を受ける）指導員の雇用に関わるコスト
- 研修コスト（交通費、日当、宿泊費等）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響／用地取得・住民移転

① カテゴリ分類（A, B, C を記載）： C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

本事業はノンフォーマル職業訓練システムの基盤強化を図ることで、インフォーマルセクターで働く人材を含めた幅広い人材層に対する生計向上支援

⁶ Serviço Nacional de Aprendizagem Industrial

に係る仕組みの向上を目指すものであり、パイロットセンターの修了生の就業機会や起業機会の増加を通じて貧困削減に資する。なお、本事業の実施に当たっては、女性に対する職業訓練機会の提供も考慮することとし、ジェンダー平等推進を目指す。

3) その他：特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

本事業と同様に、我が国の対モザンビーク協カプログラム「産業振興プログラム」の枠組みで実施されている「投資促進・円滑化能力強化プロジェクト」（2016年～2020年）、「鉱物資源分野における能力強化プロジェクト」（2014年～2019年）と必要に応じて情報共有や連携を図る。また、対象技術分野の1つである農産品加工分野では、同国で実施中の農業や中小零細企業振興の案件と密接な情報交換を行っていく。さらに、本事業でも活用を想定している SENAI 専門家が活動を行っているアンゴラ案件（「ヴィアナ職業訓練センター能力強化プロジェクト」等）、他のアフリカ諸国で実施されている職業訓練セクターの類似プロジェクトの経験と教訓を有効活用する予定である。

2) 他ドナー等の援助活動

本事業は、世界銀行の資金援助で実施された PIREP の活動成果を踏まえて活動を実施する予定である。具体的には PIREP で新たに策定された「国家職業資格システム (SNQP)」に沿った訓練コースの強化や、2014年制定の職業教育法⁷で設置が決まった国内職業教育当局 (ANEP) に対する新たな訓練コースの承認申請等を行う。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

「IFPELAC が他の（パイロットセンター以外の）職業訓練センターに、産業界やコミュニティのニーズを反映し、本プロジェクトで強化された職業訓練システムを適用する。」

指標 1 少なくとも1校の IFPELAC 職業訓練センターが、強化された専門家パネルによって標準化された訓練コースを提供する。

指標 2 少なくとも1校の IFPELAC 職業訓練センターが、強化された職業訓練運営メカニズム (PDCA) に基づく訓練コース提供を行う。

2) プロジェクト目標と指標

「IFPELAC の職業訓練システムが3つのパイロット CFP で強化される。」

指標 1 パイロットセンター修了生の満足度調査において、対象技術分野の訓練コース修了生の xx %以上が5段階中4以上の評点をつける。

指標 2 修了生の成績が xx %改善する。

3) 成果

成果 1 対象技術分野において労働市場のニーズを反映した職業訓練コー

⁷ 2014年9月23日付の官報76により発表。2016年6月に改訂法が議会で承認されている。

スのカリキュラムと教材が整備される。

成果 2 強化された職業訓練コースを運営する仕組みがパイロットセンターで整備される。

成果 3 職業訓練コースの計画・実施・評価・改善（PDCA）に係る IFPELAC の能力が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 強化対象の訓練コース開発・実施を担う指導員が、各パイロット GFP に少なくとも 2 名配置（または雇用）される。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

- 1) プロジェクト目標達成のための外部条件：能力強化されたマスター・トレーナーがパイロット GFP で継続して勤務する。
- 2) 上位目標達成のための外部条件：強化された職業訓練システムを、他センターに普及するために必要な人材と予算を IFPELAC 本部が確保する。
- 3) スーパーゴール達成のための外部条件：特になし

6. 評価結果

本事業は、モザンビーク国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、SDGs 4.3「教育および社会におけるインクルージョンの推進」、および SDGs 8.8 の「安全・安心な労働環境の促進」に貢献する。また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

2014 年に実施された職業訓練案件の事後評価の結果、職業訓練分野の協力を行う際の教訓として、以下の 4 点が導き出された。

- 1) 新しい政策・制度の構築に合わせてプロジェクトを実施する場合、政策・制度構築の遅延や内容の変更が、プロジェクトの目標達成や効果発現を阻害するリスク要因となり得るため、政策・制度構築に責任を持つ行政組織の実施能力の検証や、構築予定の政策・制度の内容・進捗の情報収集を十分行うこと。
- 2) 訓練コースの計画・実施・モニタリング/評価・改善からなる訓練マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の確立を支援する際には、カウンターパート職員が同サイクルを自主的に運営できるようになるまで支援すること。
- 3) 産業界のニーズを訓練コースに反映するには、産業界の代表者から助言を受けるのみならず、助言が訓練コースに速やかに反映されるような制度を確立すること。
- 4) 指導員の能力向上に取り組む場合、指導員の能力と、訓練コースの指導に必要な能力のギャップを的確に把握し、本邦研修や専門家による指導に加え、国内のリソースを活用して実施機関が能力向上を継続的に図るための仕組みを確立すること。

(2) 本事業への教訓

上記(1)の評価結果から得られた教訓を以下の通り活かし、本事業を計画・実施する。

- 1) 上記(1)-1)に関して、PIREP及び新たな政府機関であるANEPの運営・活動状況を十分に見極めながら、他ドナーを含めた関係機関との情報交換・共有に留意する。
- 2) 上記(1)-2)に関連して、モザンビークにおける職業訓練分野の技術協力はJICAにとっては今回が初めてとなるため、実施機関関係者(カウンターパート職員や指導員等)の能力を十分に調査する。その上で、カウンターパート職員が訓練コースのPDCAサイクルを自主的に運営できるようになるよう、強化された対象訓練コースの実施(試行)を複数回、実施して評価・改善を繰り返すとともに、パイロットGFPとIFPELAC本部に対する投入と活動内容に関して柔軟なプロジェクト運営を行う計画とする。
- 3) 上記(1)-3)に関しては、労働市場や産業界のニーズに迅速に応えられる体制を構築するため、本事業では官民連携の新たなプラットフォームとして各パイロットGFPで「専門家パネル」を設置して、訓練コースの計画・運営に係る具体的な連携強化を図る計画とした。訓練コース・カリキュラムは2014年制定の職業教育法で設置が決まったANEPによる最終的な承認が必要とされている。本事業では、訓練コースの開発を行った上でIFPELACによるANEPへの承認申請を支援するとともに、訓練コース・カリキュラムの上記専門家パネルによる標準化をもって、その制度化を図る計画とした。
- 4) 上記(1)-4)に関しては、本事業が強化対象とする技術レベルは「国内専門資格フレーム(QNQP)」5段階の内、基礎レベルであるレベル1と2であることから、これら2つのレベルの職業訓練を適切に実施できる指導員の能力基準を設定し、地域及び産業界の協力も得ながら指導員の能力を継続的に把握・評価して、指導員の能力強化を図る計画とした。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標：4.(1)のとおり。
- (2) 今後の評価計画：i) 事業開始3ヵ月 ベースライン調査、ii) 事業終了3年度事後評価